

ふるさとまちづくり寄附金を 募集しています!

「ふるさとまちづくり寄附金」とは

ふるさとに貢献・応援をしたいという全国のみなさまからのご厚意を、出身地に限らず、寄附という形でふるさとへ届けようという制度です。寄附金税制の見直しにより、寄附金のうち2千円を超える部分の金額について申告することによって、翌年度の個人住民税などから控除されます。

(※控除される額は、寄附金額や所得額などにより異なります。)

町内外の居住地を問わず、まちづくりに参加・貢献をしたい方、生まれ育った下諏訪町に恩返しをしたい、ふるさと下諏訪町を応援したいという想いのある方、また年末年始・冬休みで帰省されるご家族、ご親族、お知り合いのみなさまにお声がけをいただき、下諏訪町へのふるさと寄附金にご協力をお願いいたします。

「ふるさとまちづくり寄附金（ふるさと納税制度）」が始まり、約5年が経過しました。平成23年度は下諏訪町に5件、611万円の「ふるさとまちづくり寄附金」をお寄せいただき、平成24年度の事業で活用させていただきました。

お寄せいただいた寄附金は、下諏訪町の貴重な財源として大切に活用させていただきます。

申込み方法等の詳しい内容については、町のホームページやオリジナルポスター等でお知らせしています。

■お問い合わせ先 下諏訪町役場 税務課 収納係
電話27-1111 (内線126・127)



税務課からのお知らせ

「平日の昼間は忙しくて役場や金融機関等には納税に行けない…」

そのような方は毎月1回、土・日曜日の2日間開設している『休日納税相談窓口』(庁舎1階税務課)をご利用し納入してください。詳しくは、クローズアップしもすわ19ページ「くらしの情報」をご覧ください。納付には、安心・便利・確実な「口座振替」のご利用をお勧めします。なお、コンビニエンスストアでの納付も可能ですのでお問い合わせください。

税務課からのお知らせ

所得税の還付申告はお早めに!

～2月18日以前でも相談及び申告書の受付が出来ます～

平成24年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、平成25年2月18日(月)から同年3月15日(金)までです。税務署ではこの期間以前でも、所得税の還付を受ける方の相談及び申告書の受付を行っています。

なお、町税務課では2月14日(木)・15日(金)の2日間は、還付申告の方のみを対象に申告を受付け、2月18日(月)からは、所得税の確定申告・住民税申告と共に受付いたします。

●確定申告をすれば所得税が戻る方

給与所得者で確定申告の必要がない方でも、次のいずれかに当てはまり、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告(還付申告)により税金が還付されます。

- 災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける場合
- 病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
- 家屋を住宅借入金等で新築や購入・増改築をして、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける場合など

生命保険料控除が変わりました —控除額の上限が12万円に引き上げ—

平成24年分の生命保険料控除の制度が次のとおり変わりました。控除区分は、「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」に加え、介護・医療保障を対象とした「介護医療保険料控除」が新設され、所得税における各保険料控除の適用限度額は4万円となり、合計適用限度額は12万円に引き上げられました。

【新契約】 ※平成24年1月1日以後に契約した保険契約等 【最高12万円】	新生命保険料控除 (最高4万円) (遺族保障等)	介護医療保険料控除 (最高4万円) (介護・医療保障)	新個人年金保険料控除 (最高4万円) (老後保障)
	(新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合は合計で最高4万円)		
【旧契約】 ※平成23年12月31日以前に契約した保険契約等 【最高10万円】	旧生命保険料控除 (最高5万円) (遺族・介護・医療保障等)		旧個人年金保険料控除 (最高5万円) (老後保障)
	(新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合は合計で最高4万円)		

家屋を取り壊したときは届出を!

平成24年1月2日から平成25年1月1日までの間に、家屋の取り壊しをした場合は必ず届出をお願いします。ただし、法務局で滅失の登記を済ませた場合は必要ありません。届出がされないと25年度も引き続き固定資産税・都市計画税が課税されてしまいますのでご注意ください。



○届出期限 平成25年1月31日(木)

■お問い合わせ先 下諏訪町役場 税務課 資産税係
電話27-1111 (内線124・125)

事業所へのお願い 給与支払報告書(総括表)等の提出について

町税務課では、平成24年中に給与の支払いを行っている事業所に対して、総括表・区分け用紙・作成の注意事項を送付しております。報告書を提出していただく際には、総括表を一番先頭に徴収区分ごとに区分け用紙を入れて束ね、1月31日(木)までに提出いただきますようご協力をお願いします

- 区分け用紙の種類
- 特別徴収 → ブルーの用紙
 - 普通徴収 → ピンクの用紙
 - 専従給与 → イエローの用紙

■お問い合わせ先 下諏訪町役場 税務課 町民税係
電話27-1111 (内線121)